## 県北広域振興局長告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年2月7日

県北広域振興局長 松 岡 博

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久慈岩泉線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                              | 新旧の別 | 敷地の幅員       | 延 長   |
|---------------------------------|------|-------------|-------|
| 久慈市山根町機木国有林90林班に小班地先内<br>新<br>旧 | 新    | m           | m     |
|                                 | 7171 | 90.4~54.0   | 50.0  |
|                                 | 旧    | 59. 3∼46. 3 | 50. 0 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成24年2月7日から同年3月7日まで